

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年3月15日（木曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時40分 散会

## 付託事件

議案第3号，議案第4号，議案第9号，議案第10号，議案第12号，議案第13号，議案第14号，議案第15号，議案第16号，議案第17号，議案第18号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分，第4款中文教福祉委員会所管分，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第19号，議案第26号，議案第27号，議案第28号，議案第33号，議案第35号，議案第36号中第1表中歳出中第3款及び第10款並びに第2表継続費補正中第10款，議案第41号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 3号 水戸市医師修学資金貸与条例
- ② 議案第 4号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例
- ③ 議案第 9号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第10号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第12号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第13号 水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第14号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第15号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第16号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第17号 水戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第18号 平成30年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分，第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ⑫ 議案第19号 平成30年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑬ 議案第26号 平成30年度水戸市介護保険会計予算
- ⑭ 議案第27号 平成30年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑮ 議案第28号 平成30年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑯ 議案第33号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の締結について

⑰ 議案第35号 財産の取得について（可搬型画像伝送システム）

⑱ 議案第36号 平成29年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）  
及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）

⑲ 議案第41号 平成29年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）

2 出席委員（7名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	綿引健君
委員	田中真己君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	田口米蔵君
委員	袴塚孝雄君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 高齢福祉課長	谷津好行君	福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君
保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君	生活福祉課長	斉藤博之君
障害福祉課長	平澤健一君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
消防長	根本一夫君	消防次長	石川隆君
消防本部参事	鈴木豊君	消防本部参事	小川喜実君
北消防署長	小泉直紀君	南消防署長	大越唯行君
消防総務課長	勝村俊則君	火災予防課長	大内康弘君
消防救助課長	箕輪重美君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	七字裕二君
教育委員会 事務局教育部 参事	川俣智君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴木秀樹君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君	教育委員会 事務局教育部 参事兼内原 中央公民館長	五上義隆君

総合教育研究 所 長	萩	谷	孝	男	君	教育企画課長	三	宅	修	君
学校施設課長	塙		敏	之	君	生涯学習課長	大	澤	秀	樹
歴史文化財 課 長	白	石	嘉	亮	君	中央図書館長	松	本	崇	君
総合教育 研究所副所長	小	川	佐	栄	子	君				

6 事務局職員出席者

書	記	嘉	成	将	大	君	書	記	矢	吹	友	鏡	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第3号ほか18件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。

委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、明日質疑を行い、そして、19日月曜日に御意見を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第3号ほか18件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明をお願いします。

なお、2月22日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明をお願いします。

それでは初めに、議案第3号 水戸市医師修学資金貸与条例について、執行部から説明をお願いします。

小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 おはようございます。

それでは、議案書①の9ページをお開きください。

市議会議案第3号 水戸市医師修学資金貸与条例につきまして、保健福祉部保健センター提出資料により御説明申し上げます。

初めに、1の制定理由でございます。全国的に医師の地域偏在、診療科偏在による医師不足が深刻化しており、本市においても特に小児科、産婦人科、救急科につきまして、医師不足、高齢化が進み、医師の確保が喫緊の課題となっているところでございます。そのため、大学において医学を修学する学生を支援することにより、地域医療の充実に必要な医師の育成・確保を図り、本市の医療の維持及び向上に資することを目的に、水戸市医師修学資金貸与条例を制定するものでございます。

次に、2の制定内容でございます。主なものにつきまして、議案書とともに御説明させていただきます。

(1)貸与対象者につきましては、第2条で定めてございます。市が指定する医療機関及び診療科としておりますが、こちらは市内の医療機関において小児科、産婦人科及び救急科の医師として勤務する意思を有する者とするものでございます。

(2)貸与額につきましては、第3条で定めてございます。修学資金として国・公立の大学生の場合は月額

20万円、私立の大学生の場合は月額30万円を貸与するほか、入学金といたしまして100万円を限度に貸与するものでございます。

(3)返還につきましては、議案書のページを返していただきまして、10ページでございます。

第6条で定めてございます。市が指定する医療機関及び診療科の医師として勤務しなかった場合などについて、原則修学資金を一括返還いただくものでございます。

(4)返還の免除につきましては、第7条で定めてございます。市が指定する医療機関及び診療科の医師として指定の期間勤務した場合などについて、返還を免除するものでございます。

3の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。ただし、募集や選考等の準備行為につきましては、平成30年4月1日からの施行とするものでございます。

資料の2ページ、3ページに参照条文を添付させていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

また、前回の委員会におきまして請求のありました参考資料につきまして、あわせて御説明させていただきます。

資料の4ページをお開きください。

初めに、小泉委員から請求のありました、医師修学資金貸与制度の先進事例についてでございます。

茨城県及び県内5市において既に実施をしております。2017年度の募集、平成30年4月入学の募集状況においてでございますが、貸与月額につきましては15万円から30万円の間、入学金につきましては貸与しないところもあるほか、120万円から1,000万円の間、貸与総額につきましては、1,080万円から3,160万円の間と幅がある状況でございます。また、貸与金額の返還が免除となるための勤務期間につきましては、貸与期間と同じ期間としているところが多い状況でございます。

次に、田中委員から御請求のありました、大学医学部の学費についてでございます。

こちらも2017年度の募集においてでございますが、国・公立大学の場合、入学金28万2,000円、初年度授業料等53万6,000円、2年次以降の授業料等は年額53万6,000円となっております、6年間の学費総額は349万7,000円という状況でございます。また、私立大学の場合につきましては、入学金は20万円から200万円の間、初年度授業料等は90万円から900万円の間、2年次以降の授業料等は年額280万円から710万円の間となっております、6年間の学費総額につきましては、1,850万円から4,550万円の間という状況でございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第4号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、続きまして、議案書①の13ページをお開きください。

市議会議案第4号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例につきまして御説明いたします。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

なお、介護保険課からは介護保険サービスに係る基準条例につきまして、本議案を含む4つの議案を提案

させていただいておりますことから、いずれのサービスに対する基準であるか整理したものとしまして、参考資料、各種事業基準条例に係る介護保険サービスについてという片面1枚の資料をお配りさせていただいておりますので、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号につきまして、参考資料によりまして御説明いたします。

水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例につきましては、ケアマネジャーの要介護者に対するケアプラン作成事業に係る基準でございます。

初めに、1、制定理由でございます。

介護保険法の改正に伴い、平成30年4月1日から指定権限が茨城県から本市に移譲される指定居宅介護支援事業等の基準について、必要な事項を定めるものでございます。

2としまして、主な制定内容でございます。

(1)につきましては、基準省令に従い定めるものといたしまして、アとして、管理者の要件につきまして、ケアマネジャーの指導的立場にございます主任介護支援専門員であることを定めるものでございます。なお、括弧書きに対応条数を示してございます。

イとしまして、ケアプランに位置づける指定居宅サービス事業所について、利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる旨、定めるものでございます。

ウとしまして、訪問介護の利用回数が多いケアプランにつきまして、市にケアプランを届け出る旨を定めるものでございます。

また、(2)としまして、基準省令を参酌しつつ、地域の実情に応じて独自に定めることができる項目につきましては、アとしまして、指定居宅介護支援事業の運営について、障害福祉サービスの指定特定相談支援事業者を連携に努めるべき対象に定めます。こちらの障害福祉サービスの指定特定相談支援事業者とは、介護保険でいうケアマネジャーの業務に相当する役割をする事業所でございます。

イとしまして、医療との連携について、必要な情報の医療機関への報告等について定めるものでございます。これらにつきましては、独自基準は認められておりますが、実際に独自基準を定めるものにつきましては裏面以降に整理してございますので、恐れ入りますが2ページ目をお開きください。

こちらにつきましては、基準省令を参酌しつつ、地域の実情に応じて独自に定めることができるものにつきましては、既存の水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例等の規定との整合を図るため、当該条例の規定と同様の内容を規定するものでございます。また、本市が独自に定める部分につきましては、アンダーラインで表示させていただいております。

表の見方でございますが、項目が(1)から(12)までございますが、それぞれに基準の内容につきまして、基準省令という国の基準と水戸市が定める基準、水戸市が独自に定める部分ということで分かれてございます。

では、(1)番から説明します。

地域の様々な団体・施設等との連携につきましては、国の基準省令につきましては、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター等との連携に努めなければならないとなっておりますが、水戸市が定める基準につきましては、国の基準に加えまして、連携するよう努めるべき対象に、その他保健医療サービ

ス及び福祉サービスを提供する者、ボランティア団体等を加えるものでございます。なお、括弧書きに、対応する条項を記載してございます。

(2)としまして、不適切な事業者の排除としまして、水戸市は、国基準に加えまして、水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことを要件といたします。

(3)としまして、従業者の定義は、国の基準省令はございませんが、水戸市は、介護支援専門員及び管理者は、書面で雇用契約が確認できるものといたします。

(4)文書による契約につきましては、水戸市は、国の基準に加えまして、サービス提供に当たり、利用申込者の同意は、文書によることを要するものといたします。

(5)保険外サービスの根拠の明示につきましては、水戸市は、事業者は、介護保険サービスの提供に付随して提供するサービスの費用の額について、具体的な根拠を明示するものといたします。

(6)としまして、成年後見制度の活用の支援につきましては、国の基準省令では記載はございませんが、水戸市は、事業者は、必要に応じて利用者の成年後見制度の活用を支援することについて定めるものでございます。

(7)運営規程の項目につきましては、水戸市につきましては、国基準に加え、苦情・相談の窓口を追加するものでございます。

(8)勤務体制の記録につきましては、水戸市につきましては、事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、勤務の体制を定め、記録するものといたします。

(9)事故報告の提出につきましては、国基準に加え、事故報告書を市に提出するものといたします。

ページを返していただきまして、4ページをお願いいたします。

(10)記録文書の保存期限でございます。今現在、居宅介護支援につきましては、県条例では提供した日から5年というふうになっておりますが、水戸市につきましては、保存期限を完結の日から5年ということで規定いたします。

(11)記録の保存場所・保存形態につきましては、国の基準はございませんが、水戸市といたしましては、事業者は、記録を市が行う文書の提出または提示の求めに対し、遅滞なく応じることができる場所及び形態により保管するものといたします。

(12)上記以外の事項につきましては、項目をお示ししておりますが、これらの項目につきましては、国の基準どおりに規定させていただきます。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。

3としまして、施行期日でございます。平成30年4月1日から。なお、本市にケアプランを届け出る旨の規定の改正につきましては、平成30年10月1日からとさせていただきます。

なお、7ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、議案第9号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①, 37ページをお開き願います。

市議会議案第9号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正の理由につきましては、国民健康保険法の改正により、水戸市国民健康保険条例の関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、国保制度改革によりまして、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなったことに伴いまして、茨城県におきまして新たに国民健康保険運営協議会が設置されることから、国民健康保険事業の運営に係る本市の協議会の名称を国民健康保険運営協議会から水戸市国民健康保険運営協議会に改正するものでございます。

3の施行期日は、平成30年4月1日とするものでございます。

また、2ページ、3ページに新旧対照表を、4ページ、5ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第10号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①, 39ページをお開き願います。

市議会議案第10号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正の理由につきましては、地方税法の改正に伴いまして、水戸市国民健康保険税条例について関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、国保制度改革に伴いまして、本市が県に納付する国保事業費納付金のうち、本市の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額についての定義を加えるものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日とするものでございます。

2ページから4ページに新旧対照表を、5ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第12号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の43ページをお開きください。

市議会議案第12号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1, 改正理由でございます。

平成30年度から平成32年度までの各年度における第1号被保険者、こちらは65歳以上の方となりますが、こちらの介護保険料率を定めるほか、介護保険法等の改正に伴い関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、(1)としまして、第1号被保険者の保険料率の設定につきましては、保険料段階の区分及びその額について据え置くものとさせていただきます。

(2)保険料段階の判定に用いる合計所得金額に係る改正につきましては、第1号被保険者の保険料段階の判定に用います合計所得金額について、災害、土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による土地の売却収入等の額を控除するものでございます。

(3)過料の対象者に係る改正につきましては、市町村の保険給付、保険料等の調査に係る文書の提出の命令等に正当な理由なしに従わない場合等における過料の対象者に、第2号被保険者、こちらは40歳以上65歳未満の方になりますが、こちらの配偶者等を追加するものでございます。

3、施行期日につきましては、平成30年4月1日から。なお、過料に係る規定につきましては、公布の日からとさせていただきます。

ページを返していただきます。

こちら、2ページのほうに平成30年度から32年度までの介護保険料について、参考に記載させていただきます。また、3ページ、4ページに新旧対照表を、5ページに参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上です。

**○高倉委員長** 次に、議案第13号 水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

荻沼介護保険課長。

**○荻沼介護保険課長** 続きまして、議案書①の45ページをお開きください。

議案第13号 水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険課提出の資料によりまして御説明いたします。

まず、1の改正理由でございます。介護保険法施行規則の改正に伴いまして、主任介護支援専門員に係る規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございます。水戸市地域包括支援センターに従事する主任介護支援専門員の定義を改め、資格要件を変更するものでございます。

具体的には、5年ごとの更新研修が必要となったことから、その旨の規定を整備するものでございます。

3、施行期日は、公布の日からとさせていただきます。

2ページに新旧対照表、3ページ以降に参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、議案第14号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の47ページでございます。

議案第14号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例につきましては、内容につきまして、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

資料をごらんください。議案第14号でございます。

1、改正の理由でございます。指定地域密着型サービス事業に係る基準省令の改正に伴い、本市における指定地域密着型サービス事業の基準について改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2としまして、主な改正内容でございます。

(1)としまして、基準省令に従い定めるものにつきましては、アとして、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらにつきましては、定期または随時24時間対応のオペレーターによる訪問介護と訪問看護を提供するサービスでございますが、こちらのオペレーターに係る基準の見直し、介護・医療連携推進会議の開催頻度の変更、こちらは3カ月に1回から6カ月に1回と変更するものですが、こちらを定めるものでございます。

イとしまして、平成30年度から創設されます、共生型地域密着型通所介護、こちらにつきましては、障害者に対して65歳以上となっても引き続き同じ施設で利用できるようにするためのサービスでございますが、こちらの人員に関する基準を定めるものでございます。

ウとしまして、共用型指定認知症対応型通所介護、これは、認知症の方のデイサービスでございますが——につきまして、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これは定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームでございます、こちらにおける利用定員数を3人から12人に変更するものでございます。

エとしまして、指定認知症対応型共同生活介護、これはグループホームです。それらについて、利用者への身体拘束の禁止等を図るための措置を追加するものでございます。

オとしまして、指定看護小規模多機能型居宅介護、こちらにつきましては、訪問看護ステーションにホームヘルプ、デイサービス、ショートステイを提供する定員29人以下のサービスになりますが、こちらにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所、こちらが定員が18人以下となります——の基準を追加するものでございます。

(2)としまして、基準省令を参酌しつつ地域の実情に応じて独自に定めることができるものにつきましては、平成30年度から創設されます、共生型地域密着型通所介護の運営等に関する基準を定めます。詳細は裏面以降に記載してございますので、恐れ入りますが2ページをお開きください。

こちら、基準省令を参酌しつつ地域の実情に応じて独自に定めることができるものにつきましては、現行条例の規定との整合を図るため、共生型地域密着型通所介護の運営等に関する基準について、現行条例の規定と同様の内容を規定するものでございます。こちらにつきましても、本市が独自に定めるものにつきましては、アンダーラインを引かせていただいております。

なお、(1)から(16)までが共生型地域密着型通所介護に係る事項で、(17)につきましては、それ以外の事項となっております。

先ほど、指定居宅介護支援事業等基準についても、同様の趣旨の御説明を差し上げておりますので、重複しない項目について御説明いたします。

3ページをお願いします。

3ページの(7)です。口腔衛生の確保につきましては、国の基準省令はございませんが、水戸市といたしましては、事業者は、口腔の衛生の確保の取り組みを行うよう努めるものいたします。

4ページをお開きください。

(10)でございます。定員超過の報告でございますが、国の基準省令はございませんが、水戸市が定めるものとしましては、やむを得ず定員超過となる場合、速やかに市長へ報告するものいたします。

(11)非常災害対策につきましては、水戸市につきましては、国基準に加え、①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画を策定、②一度立てた計画の定期的な見直し、③非常災害に備えた食料品などの備蓄について追加いたします。

(12)非常災害時の地域との連携につきましては、水戸市につきましては、国基準に加え、①非常災害に備えた地域との連携、②訓練の実施に当たって、地域住民の参加について追加いたします。

5ページでございます。

(14)住民への説明につきましては、国の基準省令には記載はございませんが、水戸市といたしましては、事業者は、その事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容等についての説明を行うものいたします。

ページを返していただきまして、6ページでございます。

(17)これ以外のサービスにつきましては、項目を記載してございますが、こちらにつきましては国の基準どおりといたします。

1ページに戻っていただきます。

3の施行期日でございます。平成30年4月1日といたします。

なお、8ページから33ページに新旧対照表を、34ページ以降に参照条文を記載してございますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、議案第15号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①では53ページでございます。

議案第15号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

資料でございます。初めに、1、改正理由でございます。地域密着型介護予防サービス事業に係る基準省令の改正に伴い、水戸市における指定地域密着型介護予防サービス事業の基準について改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2、主な改正内容につきましては、(1)としまして、基準省令に従い定めるものとしまして、ア、共用型

指定介護予防認知症対応型通所介護について、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を3人から12人に変更するものでございます。

イとしまして、指定介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）につきまして、利用者への身体拘束の禁止等を図るための措置を追加するものでございます。

今回の改正による独自基準の設定はございません。

3、施行期日につきましては、平成30年4月1日。

2ページ以降に新旧対照表を記載してございますので、後ほど御参照ください。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、議案第16号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の55ページでございます。

議案第16号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。内容につきましては、介護保険課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1、改正理由でございます。指定介護予防支援事業に係る基準省令の改正に伴い、本市における指定介護予防支援事業等の基準について改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、(1)基準省令に従い定めるものといたしまして、ケアプランに位置づける指定介護予防サービス事業所につきまして、利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる旨を定めるものでございます。

また、(2)としまして、基準省令を参酌しつつ地域の実情に応じて独自に定めるものにつきましては、アとしまして、指定介護予防支援事業の運営について、障害福祉サービスの指定特定相談支援事業者を連携に努めるべき対象に追加するものでございます。

イとしまして、医療との連携について、必要な情報の医療機関への報告等について定めるものでございます。

なお、今回の改正による独自基準の設定は、こちらについてはございません。

3、施行期日につきましては、平成30年4月1日。

2ページ以降に新旧対照表を記載してございますので、後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第17号 水戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①、57ページをお開き願います。

市議会議案第17号 水戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正の理由は、高齢者の医療の確保に関する法律等の改正に伴いまして、保険料を徴収すべき被保険

者等について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、1点目といたしまして、本市が保険料を徴収すべき被保険者に、国民健康保険法による住所地特例を受けて本市の国民健康保険の被保険者とされている者のうち、県外の市町村に住所を有する者が75歳に達したことなどによりまして、茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった者を加えるものでございます。

2点目といたしまして、後期高齢者医療の制度が開始された平成20年度に限り、社会保険の被扶養者であったものに係る後期高齢者医療の保険料の納期に関する特例を規定した附則を削除するものでございます。

3点目といたしまして、1点目で御説明いたしました住所地特例の適用を受け、本市の国民健康保険から茨城県後期高齢者医療の被保険者となるものを、引き続き本市の医療福祉費支給事業、いわゆるマル福の支給対象に加えるものでございます。

3の施行期日は、平成30年4月1日とするものでございます。

なお、2ページから4ページに新旧対照表を、5ページ、6ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第18号 平成30年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分、第9款（消防費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次、説明を願います。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、議案書①の59ページをお開き願います。

市議会議案第18号 平成30年度水戸市一般会計予算について御説明いたします。

内容につきましては、議案書②の説明書により御説明いたします。

112、113ページをお開き願います。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、前年度比2.2%の減でございます。主な経費といたしましては、1段目の社会福祉事業に要する職員給与費は39人分の人件費、3段目の社会福祉関係経費については、地域福祉事業に要する経費などでございます。

ページを返していただき、114、115ページをお開き願います。

丸印2段目の福祉ボランティア会館運営経費につきましては、施設の運営管理を行う指定管理者への委託料などでございます。

下から2段目の少子対策経費につきましては、若者の出会いや結婚をサポートするイベントの開催や新婚世帯に対する住宅借借費用等の補助などを行う、結婚ときめきプロジェクトに要する経費でございます。

以上でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、116、117ページをお開き願います。

2目障害福祉費につきましては、前年度比5.2%の増でございます。主な内容といたしましては、1つ目の丸の障害者福祉経費は障害者就労支援事業や生活介護事業の委託、福祉団体への助成に要する経費でござ

ございます。

上から5つ目の丸の総合福祉作業施設運営経費、7つ目の丸のサン・アビリティーズ運営経費、次の丸の精神障害者社会復帰施設運営経費につきましては、指定管理に伴う施設の管理運営や業務委託に要する経費でございます。下から4つ目の丸の障害者自立支援給付事業費につきましては、障害者総合支援法に基づきます障害福祉サービスの給付等に要する経費でございます。

以上でございます。

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 続きまして、118ページ、119ページをお開き願います。

3目高齢福祉費につきましては、前年度比1.5%の増でございます。主な内容といたしましては、高齢者生活支援経費といたしまして、法人後見支援事業に要する経費、高齢者福祉施設関係経費といたしまして、老人福祉センター等の維持管理運営等の経費及び高齢者福祉施設の開設準備に対する補助金等でございます。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、120ページ、121ページをお開き願います。

4目国民年金費は前年度比3.9%の増でございます。内容といたしましては、国民年金事務に要する職員給与費及び事務経費でございます。

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 続きまして、5目老人ホーム費につきましては、前年度比1%の増でございます。主な内容といたしましては、老人ホーム運営費といたしまして、開江老人ホームの管理運営費でございます。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 続きまして、6目医療福祉費は、前年度比3.5%の減でございます。内容は、医療福祉事務に要する職員給与費及び事務経費並びに医療福祉費の助成経費でございます。

ページを返していただきまして、122ページ、123ページをお開き願います。

7目後期高齢者医療費は、前年度比4.5%の増でございます。主な内容は、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者健康診査の業務委託料、後期高齢者医療会計への繰出金などでございます。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、前年度比31.8%の増となっております。主な内容といたしましては、3つ目の丸の子ども発達支援センター運営に要する経費、ページを返していただきまして、124ページ、125ページでございますが、4段目の子育て支援・多世代交流センター2カ所の指定管理による運営に係る経費及び最下段の民間の小規模保育事業所の整備に要する経費などがございます。

以上です。

○大澤生涯学習課長 続きまして、2目青少年保護育成費につきましては、126、127ページの上段までとなりますが、対前年度比0.45%の増でございます。主な内容につきましては、子ども会等の活動支援に要する経費、街頭補導や青少年の健全育成を図る青少年相談員及び青少年育成推進会議に要する経費、青少年の相談、指導に要する経費でございます。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして、126、127ページの3目児童措置費につきましては、前年度比6.1%の増となっております。主な内容といたしましては、児童手当及び児童扶養手当の支給に要する経費、また、私立保育所等の運営委託に要する経費及び小規模保育等の地域型保育事業の実施に要す

る経費などがございます。

以上です。

○小川総合教育研究所副所長 続きまして、4目児童福祉施設費につきましては、前年度比5.8%の増となっております。保護者が仕事などで留守家庭となる学童に対し、放課後等に安全で健やかな生活の場を提供する放課後児童健全育成事業に要する経費等でございます。

小学校施設等で実施している開放学級におきましては、一部の小学校で5年生まで受け入れ学年を拡大しますとともに、渡里小学校及び梅が丘小学校で専用棟の施設整備を行うものでございます。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、128、129ページをお開きください。

5目保育所費につきましては、前年度比1.1%の増でございます。主な内容といたしましては、公立保育所の運営に関する職員給与、嘱託の報酬、施設管理に係る経費等でございます。

○斉藤生活福祉課長 次に、130ページ、131ページをお開き願います。

130ページ、131ページの中段からの3項生活保護費につきましては、前年度比0.9%の増でございます。主なものにつきましては、生活保護の扶助費や人件費など、事務執行に要する経費で、増額の理由は、生活保護世帯の増加に伴う扶助費の増などによるものでございます。

以上です。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 続きまして、132、133ページをお開き願います。

4項災害救助費、1目災害救助費のうち上から2段目の災害援護費につきましては、災害時の被災者に対する見舞金や弔慰金でございます。

以上でございます。

○小林保健センター所長 続きまして、第4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、前年度比11.2%の増でございます。主な内容といたしましては、給与費、保健センターの運営に要する経費、市民の健康づくりを推進する経費、妊婦や乳幼児の健診や相談支援など母子保健事業の実施に要する経費、医療機関、関係団体等に対する補助や医師確保対策などの地域医療関係経費でございます。

続きまして、134、135ページをお開き願います。

2目予防費につきましては、前年度比0.4%の増でございます。内容といたしましては、予防接種の実施に要する経費、感染症の予防に要する経費、狂犬病予防事業に要する経費でございます。

続きまして、136、137ページをお開き願います。

3目健康増進費につきましては、前年度比13.1%の減でございます。主な内容といたしましては、健康診査やがん検診の実施に要する経費でございます。

4目診療所費につきましては、水戸市休日夜間緊急診療所の運営に要する経費でございまして、前年度比1.9%の減でございます。

○小林保健所準備課長 続きまして、136、137ページの5目保健所費につきましては、前年度比が295.8%の増となっております。主な内容といたしましては、1つ目の丸の保健所準備経費につきましては、ページを返していただきまして、138ページ、139ページに委託料として、(仮称)水戸市動物

愛護センターの基本・実施設計費を、2つ目の丸の（仮称）水戸市保健所整備事業費につきましては、保健所の施設整備に係る工事請負費等を計上しております。

○勝村消防総務課長 続きまして、議案書②平成30年度予算に関する説明書の188ページ、189ページをお開き願います。

第9款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、前年度比3.6%の増でございます。主な経費といたしましては、職員給与費のほか消防・救急・救助活動に要する経費や消防車、救急車、消防庁舎等の維持管理に要する経費及び新規事業といたしまして、コンビニエンスストアAED設置に要する経費でございます。

続きまして、192ページ、193ページをお開き願います。

2目非常備消防費につきましては、前年度比0.3%の減でございます。主な経費といたしましては、消防団報酬費のほか、消防団員が出動した際の出動手当など、消防団員の活動に要する経費や消防車、消防団詰所の維持管理に要する経費でございます。

続きまして、3目消防施設費につきましては、前年度比17.3%の減でございます。主な経費といたしましては、消防機械力整備事業費といたしまして、高規格救急自動車及び後方支援車等の更新に要する経費、消防水利整備事業費といたしまして、40トンの防火水槽4基分の設置工事、消火栓設置24カ所のほか、消防水利の維持管理に要する経費、南消防署移転改築事業費といたしまして、基本計画策定に要する経費等でございます。

続きまして、194、195ページをお開き願います。

4目水防費につきましては、前年度比27.6%の減でございます。主な経費といたしましては、水防資機材の購入や船外機の更新及び水防倉庫の維持管理に要する経費でございます。

最後に、5目震災対策費につきましては、前年度比0.5%の増でございます。主な経費といたしましては、消火訓練時に使用する水消火器などの購入に要する経費及び100トン耐震性貯水槽1基分の設置工事に要する経費でございます。

消防費につきましては、以上でございます。

○三宅教育企画課長 続きまして、第10款教育費について御説明をいたします。

1項教育総務費、1目教育委員会費につきましては、対前年度比7.3%の減でございます。主な内容としていたしましては、教育委員の報酬等に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、196、197ページをお開き願います。

2目事務局費につきましては、対前年度比7.3%の増でございます。主な内容としていたしましては、教育委員会事務局運営管理に要する職員給与費などの人件費のほか、上から7つ目の丸、私立学校助成費につきましては、私立の小中学校及び高等学校などに対する運営費補助でございます。その下の丸、学校保健管理費につきましては、就学時健康診断に要する経費や学校での児童、生徒のけがなどに対する給付を行うための共済加入負担金などの経費でございます。

以上でございます。

○小川総合教育研究所副所長 ページを返していただきまして、198ページ、199ページをお開き願

ます。

3目学校教育指導費につきましては、前年度比2.2%の増となっております。主な内容といたしましては、水戸スタイルの教育推進関係経費として、きめ細やかな指導を行う市費の非常勤講師である学力向上サポーターを全校へ配置するとともに、小中一貫教育、芸術館と連携した芸術教育など、特色ある水戸の教育の推進に要する経費のほか、新規事業として、児童が望ましい家庭学習習慣を身につけることを目的とし、小学校4年生を対象に配付する家庭学習スタートノートの作成に要する経費等でございます。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 続きまして、4目奨学資金管理費につきましては、前年度同額でございます。主な内容といたしましては、水戸市奨学基金条例に基づき、人物、能力ともにすぐれているにもかかわらず、経済的理由により就学することが困難な高校生に対する奨学金の給付に要する経費でございます。

続きまして、5目交通遺児就学奨励資金管理費につきましては、前年度同額でございます。主な内容といたしましては、水戸市交通遺児就学奨励基金条例に基づき、小中学校に在学する交通遺児の保護者に対する就学奨励金の給付に要する経費でございます。

以上でございます。

○小川総合教育研究所副所長 続きまして、6目総合教育研究所費につきましては、前年度比1.6%の増となっております。総合教育研究所の職員給与費、施設管理運営経費、また教育にかかわる調査・研究、教職員研修、教育相談、特別支援を要する児童、生徒の就学支援等に要する経費でございます。

以上でございます。

○埴学校施設課長 続きまして、200ページ、201ページをお開き願います。

第2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、前年度比3.8%の減でございます。主な経費といたしましては、小学校運営に要する職員の給与費、各小学校の運営に要する需用費、委託料などの経費でございます。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 続きまして、202、203ページをお開き願います。

2目小学校教育振興費につきましては、前年度比6.6%の減でございます。主な内容といたしましては、要保護及び準要保護児童に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。

以上でございます。

○埴学校施設課長 続きまして、3目小学校建設費につきましては、前年度から86.2%の増でございます。主な増額の理由といたしましては、ページを返していただきまして、204ページ、205ページ、説明欄2つ目の丸、小学校長寿命化改良事業につきましては、上大野小学校の校舎の実施設計の委託料を計上しております。また、3つ目の丸、吉田小学校長寿命化改良事業につきましては、仮設校舎の賃貸借及び校舎長寿命化改良事業の工事費を計上しております。

続きまして、3項1目中学校管理費につきましては、前年度から1%の減でございます。主な経費といたしましては、各中学校の運営に要する需用費、委託料などの経費でございます。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 続きまして、206、207ページをお開き願います。

2目中学校教育振興費につきましては、前年度比4.1%の増でございます。主な内容といたしましては、要保護及び準要保護生徒に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。

以上でございます。

○埴学校施設課長 続きまして、3目中学校建設費につきましては、前年度比450%の増でございます。

主な増額の理由といたしましては、ページを返していただき、208、209ページ、説明欄1つ目の丸、中学校における空調設備を整備するための事業費を計上しております。また、2つ目の丸、中学校長寿命化改良事業につきましては、内原中学校屋内運動場及び武道場長寿命化改良事業を計上しております。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、前年度比0.5%の増でございます。主な内容といたしましては、公立幼稚園管理運営に要する職員給与のほか、幼稚園運営関係経費といたしまして各幼稚園の運営に要する消耗品、光熱費などの需用費、施設の維持管理に係る委託料等でございます。

続きまして、210、211ページをお開きください。

2目幼稚園建設費につきましては、前年度比14.4倍となっております。増額の理由といたしましては、見川幼稚園の改築事業として、園舎解体と仮設プレハブの賃借料を計上しております。

続きまして、3目私立幼稚園費でございますが、前年度比3.4%の増となっております。私立幼稚園に対する施設型給付に要する経費でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、対前年度比34.4%の増でございます。主な内容といたしましては、市民センターにおける家庭教育強化事業や各種生涯学習講座などに要する経費、地域文化財制度の創設や横山大観生誕150年記念事業に要する経費、続きまして、ページを返していただきまして、212、213ページになりますが、弘道館・偕楽園の世界遺産登録を目指す取り組みに要する経費、水戸城周辺歴史的建造物として、水戸城大手門復元整備や二の丸角櫓、土塀の整備などに要する経費などがございます。

○松本中央図書館長 続きまして、2目図書館費につきましては、耐震改修工事の終了により、前年度比24.7%の減でございます。主な内容でございますが、平成30年度より内原図書館を加え5館となります指定管理料、学校図書館の活性化のため、新たに中学校へ蔵書管理システムを導入するための経費、資料購入費でございます。

以上でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、214、215ページをお開き願います。

3目博物館費につきましては、対前年度比33.2%の減でございます。主な内容といたしましては、職員5人分の給与費を初め、博物館リニューアルオープン及び明治維新150年記念事業として特別展「水戸城遥かなり」などの展覧会の開催に要する経費などがございます。

○大澤生涯学習課長 続きまして、214、215ページの下段から216、217ページとなります。

4目青少年活動促進費につきましては、対前年度比4.3%の減で、主な内容につきましては、姉妹都市敦賀市との親善友好少年交歓研修に要する経費やちびっこ広場、たこあげまつりなど、青少年の育成活動を助成する経費、また放課後等に子どもたちの居場所を確保し、さまざまな活動を実施する放課後子ども教室に要する経費でございます。

続きまして、5目少年自然の家費につきましては、218ページ、219ページの上段までとなりますが、対前年度比9.2%の増でございます。主な内容につきましては、職員及び派遣社会教育主事分の給与経費、運営、行事に関する経費、移動天文車関係経費でございます。

以上でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、218、219ページをごらんください。

6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては、対前年度比0.9%の増でございます。主な内容といたしましては、職員5人分の給与費や施設の維持管理費を初め、塩づくり、土器づくり体験教室の開催など、埋蔵文化財の公開活用に要する経費、そして試掘・本発掘調査に要する経費でございます。

○大澤生涯学習課長 続きまして、220、221ページをお開き願います。

7目みと好文カレッジ費につきましては、対前年度比6.8%の増で、主な内容につきましては、職員の給与費、市民を対象とした講座の開催や訪問型家庭教育支援事業などに要する経費でございます。

以上でございます。

○五上教育委員会事務局教育部参事兼内原中央公民館長 続きまして、8目内原中央公民館費でございますが、次のページ222、223ページの上段まででございます。対前年度比35.8%の増でございます。主な内容といたしましては、公民館運営管理に要する職員の給与費、内原中央公民館中妻分館、内原郷土史義勇軍資料館、くれふしの里古墳公園等の運営管理に要する経費及び講座、教室の開催事業等に係る経費でございます。増額の主な理由といたしましては、内原市民センターへの移行に伴う施設の改善、修繕工事及び内原郷土史義勇軍資料館の空調設備の修繕工事に要する費用でございます。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 続きまして、226、227ページをお開き願います。

6項保健体育費、3目学校給食共同調理場費につきましては、前年度比8.1%の減でございます。主な内容でございますが、学校給食共同調理場の職員給与費及び調理等業務に要する経費など、学校給食共同調理場の管理運営に要する経費でございます。

以上でございます。

○小林保健所準備課長 続きまして、継続費の調書について御説明いたします。

議案書②の説明書の242ページ、243ページをお開きください。

中段の第4款衛生費、1項保健衛生費、(仮称)水戸市保健所整備事業につきましては、平成30年度、31年度の2カ年継続事業として実施する予定でございます。総事業費は18億9,600万円、平成30年度の年割額は7億5,200万円で、総額に対する進捗率は39.7%を見込んでおります。

○埴学校施設課長 続きまして、244ページ、245ページをお開き願います。

最下段、第10款教育費、2項小学校費でございますが、吉田小学校の長寿命化改良事業につきましては、

工事期間が長期間に及ぶことから、2カ年継続事業として実施する予定でございます。

以上でございます。

○**小林保健センター所長** 続きまして、債務負担行為についての調書について御説明申し上げます。

250ページ、251ページをお開き願います。

3行目の医師修学資金貸与に係る債務負担につきましては、平成31年度の貸与対象者を平成30年度中に決定する必要があることから、限度額を4,520万円、期間を平成36年度までとして債務負担を計上するものでございます。

4行目の医療機関開設促進に係る債務負担につきましては、開設に係る補助の交付決定から医療機関の整備完了及び賃借料補助に複数年かかることが見込まれることから、限度額を9,000万円、期間を平成38年度までとして債務負担を計上するものでございます。

○**高倉委員長** 次に、議案第19号 平成30年度水戸市国民健康保険会計予算について、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○**川津保健福祉部参事兼国保年金課長** 議案書①の69ページをお開き願います。

市議会議案第19号 平成30年度水戸市国民健康保険会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、前年度比17.5%減の257億5,920万円としております。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の258、259ページ及び260ページ、261ページをお開き願います。

初めに、歳入の主な内容でございます。

第1款1項国民健康保険税は、現年度課税分及び滞納繰越分を合わせた国保税の収納額でございます。被保険者数の減少等によりまして、前年度比8.2%の減となっております。

続きまして、ページを返していただきまして、3款1項国庫補助金につきましては、制度改革によりまして調整交付金及び保健事業費国庫補助金が県に交付されることとなるため、予算額が前年度に比べ大幅な減となっております。

続きまして、ページを返していただきまして、262、263ページでございます。

表の上段の国庫負担金につきましては、制度改革によりまして県に交付されることとなるため、予算額がゼロとなっております。

第4款1項県負担金は、国保制度改革によりまして、特定健康診査等負担金が国負担金と合わせまして県から交付されることとなるため、増額となる一方、高額医療費共同事業負担金は事業が見直され、県に交付されることとなるため、前年度比81.5%の減となっております。

2項県補助金、1項保険給付費等交付金は、国保制度改革によりまして、被保険者の医療費に係る保険者負担分等につきましては、県から交付される交付金でございます。また、財政調整交付金は国保制度改革等によりまして県に交付されることとなるため、予算額がゼロとなっております。

第5款1項1目一般会計繰入金は、前年度比3.6%の減でございます。保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税の軽減分などを公費で補填するものでございます。その他の繰入金につきま

しては、人件費や事務費のほか、出産育児一時金、マル福に係る市単独事業に係る波及額などがございます。  
268, 269ページをお開き願います。

ページ中ほど以降でございます、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金はいずれも制度改革によりまして県に交付されることとなるため、予算額がゼロとなっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

272ページ, 273ページをお開き願います。

第1款1項総務管理費は、前年度比3.1%の減となっております。一般管理事業に要する職員給与費及び一般事務費となっております。

続きまして、276, 277ページをお開き願います。

第2款1項療養諸費は、前年度比2.8%の減となっております。内容は医療機関等に支払います療養給付費等でございます。

ページを返していただきまして、278, 279ページをお願いいたします。

4項高額療養諸費は、前年度比3.9%の増となっております。被保険者が高額な医療を受け、医療費の自己負担が限度額を超えた場合にその超えた額を支給するものでございます。

ページを返していただきまして、280ページ, 281ページをお開き願います。

第3款1項医療給付費納付金, 2項後期高齢者支援金等納付金及び、ページを返していただきまして、3項介護納付金納付金は、県に納付する国民健康保険事業費納付金でございます。

第4款1項共同事業拠出金は、制度改革によりまして、高額医療費共同事業拠出金の事業が見直されまして、市が拠出する必要がなくなったため、保険財政共同安定化事業拠出金は事業が廃止となることから、予算額が大幅な減となっております。

第5款1項1目特定健康診査等事業費は、前年度比2.8%の減となっております。医療保険者に義務づけられております特定健診及び特定保健指導の委託料等でございます。

ページを返していただきまして、286, 287ページをお開き願います。

第8款1項予備費につきましては、これまでは想定外の支出に備えて予算を計上しておりましたが、制度改革によりまして、保険給付費等の必要な経費は全額県から交付されることとなるため、予算額が大幅な減額となっております。

292ページから299ページまでにつきましては、給与費明細書を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第26号 平成30年度水戸市介護保険会計予算について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、議案書①の93ページをお開き願います。

市議会議案第26号 平成30年度水戸市介護保険会計予算について御説明いたします。

平成30年度の介護保険会計の総額は、歳入歳出それぞれ222億7,500万円で、前年度予算に対し1.4%の増でございます。詳細につきましては、議案書②予算に関する説明書にて御説明いたしますので、議案書②の404、405ページをお開き願います。

初めに、歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

第1款保険料、1項介護保険料につきましては、前年度比3.6%の増で、第1号被保険者7万1,619人から滞納繰越分も含め、納付を見込んでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、1項手数料につきましては、前年度比74.3%の増で、本市が所管する介護保険サービス事業所からの新規または更新の事業認可申請等に要する手数料のほか、第1号被保険者からの督促手数料でございます。

次に、第3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、前年度比0.9%の増で、介護保険給付費のうち居宅給付費の20%、また施設給付費の15%を国の法定負担分として見込むものでございます。

ページを返していただきまして、406、407ページをお願いいたします。

2項国庫補助金につきましては、前年度比7.2%の増で、1目総務費国庫補助金は、平成30年度の制度改正に伴う事務処理システムの改修に対する国補助でございます。

また、2目調整交付金につきましては、保険給付費の5%相当額を、3目地域支援事業費交付金につきましては、介護予防事業費の25%、包括的支援・任意事業費の38.5%を国の法定負担分として見込むものでございます。

続きまして、第4款1項支払基金交付金につきましては、前年度比2.2%の減で、介護給付費及び介護予防事業費のいずれも27%を、診療報酬支払基金から交付されます第2号被保険者の負担分として見込むものでございます。

続きまして、第5款県支出金、1項県負担金につきましては、前年度比0.6%の減で、介護給付費のうち居宅給付費の12.5%、次のページにまたがりませんが、施設給付費の17.5%を県の法定負担分として見込むものでございます。

ページを返していただきまして、408、409ページをお願いいたします。

2段目の欄、2項県補助金につきましては、前年度比27.8%の増で、介護予防事業費の12.5%、包括的支援・任意事業費の19.25%を県補助として見込むものでございます。

ページの一番下の欄でございます。第7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、前年度比1.1%の増で、保険給付費及び介護予防事業費の12.5%、包括的支援・任意事業費の19.25%を法に従い一般会計から繰り入れるほか、ページを返していただきまして、410、411ページをお願いいたします。平成27年度の法改正に伴いまして、平成27年度から予算化しております、低所得者の保険料軽減のための繰入金のほか、その他繰入金といたしまして、職員の人件費や一般事務費等に繰り入れるものでございます。

次に、2項基金繰入金は、平成30年度に予算化するものでありまして、平成29年度までに積み立てた基金からの繰入金でございます。

歳入の主なものにつきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

414, 415ページをお願いいたします。

第1款総務費、1項総務管理費につきましては、前年度比3.3%の減でございます。主なものといたしましては、介護保険課職員22人の人件費及びシステム賃借料等の事務経費のほか、2目趣旨普及費で、介護保険制度の市民周知を図るパンフレットの作成及び配布に要する経費でございます。

次に、2項徴収費につきましては、前年度比5.0%の減で、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費でございます。

ページを返していただきまして、416, 417ページをお願いいたします。

3項介護認定費につきましては、前年度比1.2%の増で、要介護等認定のための認定調査、主治医意見書の取得、そのほか認定審査会の運営に係る経費でございます。

ページを返していただきまして、418ページ, 419ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、1項介護給付費につきましては、前年度比2.1%の増で、要介護被保険者に対するサービス給付費でございます。

次に、ページを返していただきまして、420ページ, 421ページでございます。

2項予防給付費につきましては、前年度比49.2%の減でございます。減の主な理由につきましては、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係るサービス給付費につきまして、平成29年度において段階的に地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しましたが、本年度中の完全移行に伴いまして、平成30年度からは地域支援事業費からの支出となるものでございます。

ページを返していただきまして、422ページ, 423ページでございます。

4項高額介護給付費につきましては、前年度比0.3%の増で、介護保険での自己負担が収入に応じた上限額を超えたときに給付するものでございます。

次に、5項高額医療合算介護給付費につきましては、前年度比22.5%の増で、介護保険と医療保険の自己負担の合算額が上限額を超えたときに給付するものでございます。

次に、6項特定入所者介護給付費につきましては、前年度比15%の増で、短期入所を含む施設入所者に対する食費及び居住費の負担軽減のための給付でございます。

ページを返していただきまして、424, 425ページをお願いいたします。

第3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援事業費につきましては、前年度比83.5%の増で、増の主な理由としましては、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護につきまして、平成30年度から地域支援事業費からの支出となることによるものでございます。

次に、2項一般介護予防事業費につきましては、前年度比1.3%の減で、元気アップ・ステップ運動教室及びシルバーリハビリ体操教室等の介護予防事業に係る事務経費でございます。

ページを返していただきまして、426, 427ページをお願いいたします。

2段目の欄で、3項包括的支援・任意事業費につきましては、前年度比4.1%の増で、地域包括支援センターの運営経費のほか、日常生活における生活支援サービスの担い手育成や認知症に対する早期の支援体制の構築を図るものでございます。

ページを返していただきまして、428、429ページをお願いいたします。

2目任意事業費としましては、在宅見守り安心システム、家族介護支援、介護給付費適正化等の事業に要する経費でございます。

歳出の主なものにつきましては以上でございますが、432ページから439ページにかけましては給与費明細書となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第27号 平成30年度水戸市介護サービス事業会計予算について、執行部から説明を願います。

谷津参事兼高齢福祉課長。

○谷津福祉事務所参事兼高齢福祉課長 それでは、議案書①の97ページをお開き願います。

市議会議案第27号 平成30年度水戸市介護サービス事業会計予算について御説明いたします。

平成30年度水戸市介護サービス事業会計予算につきましては、第1条で歳入歳出の総額は、それぞれ4,850万円で、前年度比45.5%の減でございます。詳細につきましては、議案書②の平成30年度予算に関する説明書により御説明申し上げます。

議案書②の444ページ、445ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものでございますけれども、第1款サービス収入、1項介護予防給付費収入、1目介護予防支援費収入につきましては、介護報酬の収入を見込んでおりまして、前年度比45.8%の減でございます。

次に、歳出でございますけれども、446ページ、447ページをお開き願います。

第1款1項1目指定介護予防支援事業費につきましては、要支援者に対するケアプラン作成等に係る経費を見込んでおりまして、前年度比45.2%の減でございます。減の主な理由でございますけれども、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴いまして、ケアプラン作成等に係る経費が減となったものでございます。

なお、448ページから449ページにかけましては、給与費明細書でございます。御参照願います。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第28号 平成30年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①の99ページをお開き願います。

市議会議案第28号 平成30年度水戸市後期高齢者医療会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、前年度比9.8%増の33億5,220万円でございます。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入について主なものを御説明いたします。

454ページ、455ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収及び普通徴収を合わせた保険料の収納額で、被保険者数の増

及び収納率の向上等によりまして、前年度比10.7%の増となっております。

4款1項一般会計繰入金は、前年度比5.6%の増となっております。後期高齢者医療に係る事務費繰入金及び低所得者に対する保険料の軽減分に対する一般会計からの繰入金となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

460ページ、461ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度とほぼ同額となっております。内容は、職員給与費及び一般事務費でございます。

ページを返していただきまして、462ページ、463ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比10.1%の増でございます。茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料納付金、保険基盤安定納付金等でございます。

464ページから471ページに給与費明細書を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第33号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の締結について、執行部から説明を願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 それでは、議案書⑨の5ページをお開き願います。

市議会議案第33号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の締結について御説明いたします。内容につきましては、歴史文化財課提出の議案第33号参考資料により御説明をさせていただきます。

1の工事名でございますが、水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事でございます。

2の工事場所でございますが、水戸市三の丸2丁目。

3の工事概要でございますが、(1)の二の丸角櫓は木造2階建て、建築面積124.17平方メートル、延べ面積128.01平方メートル、(2)の土塀は鉄筋コンクリート造、施工延長473メートルでございます。

4の契約金額でございますが、6億2,078万4,000円でございます。

5の契約の相手方は、株木・豊島・アルプス特定建設工事共同企業体、代表者、水戸市吉沢町311番地1、株木建設株式会社、代表取締役、株木雅浩でございます。構成員は代表者のほか、水戸市千波町2806番地、株式会社豊島工務店、代表取締役、豊島憲子及び水戸市平須町1828番地1025、アルプス建設株式会社、代表取締役、黒澤勝でございます。

ページを返していただきまして、2ページに建設予定地、3ページに平面図、4ページに立面図、5ページに一般競争入札調書を添付しておりますので、お目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第35号 財産の取得について（可搬型画像伝送システム）について、執行部から説明を願います。

箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 それでは、議案書⑨の9ページをお開き願います。

市議会議案第35号 財産の取得についてにつきましては、消防救助課提出の議案第35号参考資料により

御説明申し上げます。

資料1ページをごらん願います。

水戸市画像伝送システムの更新に伴い、通信用といたしまして可搬型画像伝送システムを取得するものでございます。可搬型画像伝送システムにつきましては、地震、台風、土砂災害などの大規模災害発生時に被災状況を附属の各種カメラで撮影し、その映像などを通信衛星を介し水戸市災害対策本部などへ配信することを目的としております。

初めに、1の動産の表示についてでございます。可搬型画像伝送システム一式で、主な構成品といたしまして、(1)の可搬型衛星通信装置、(2)防滴型ヘキサコプター、(3)ウェアラブルカメラでございます。

ページを返していただき、2ページの別図、システム構成図をごらん願います。

可搬型衛星通信装置につきましては、画像、映像、音声信号を変調し、通信衛星へ送信する機器でございます。防滴型ヘキサコプターにつきましては、いわゆるドローンでございますが、こちらの機体に取りつけた小型カメラで災害現場の上空から俯瞰映像を撮影するものでございます。ウェアラブルカメラにつきましては、非常に小型軽量のカメラでございますので、隊員のヘルメットに取りつけ、災害現場を隊員目線で撮影するものでございます。

なお、別図の左下でございます機動指揮車、こちらにつきましては、本システムを搬送することができる車両として参考に掲載したもので、本システムとは別に今年度整備するものでございます。

資料1ページにお戻りください。

2の納入場所につきましては、指定場所といたしまして水戸市消防本部ほか2カ所でございます。

3の取得予定価格につきましては、3,888万円でございます。

4の契約の相手方につきましては、東京都三鷹市牟礼6丁目21番11号、日本無線株式会社、代表取締役、荒健次でございます。

5の添付資料につきましては、(1)別図といたしましてシステム構成図、(2)入札調書を添付してございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第36号 平成29年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）について、執行部から順次、説明を願います。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 それでは、平成29年度一般会計補正予算について御説明いたします。

説明につきましては、議案書⑩平成29年度補正予算に関する説明書により説明をいたします。

議案書⑩の16、17ページをお開き願います。

第3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の民間児童福祉施設整備事業費につきましては、早期の待機児童の解消とその継続のため、民間児童福祉施設整備事業補助金を活用し、定員90人の民間保育所1カ所の整備を行うための補助金1億6,650万円を補正予算として提出するものでございます。

なお、歳入といたしまして、歳出額の9分の8であります1億4,800万円を財源として見込んでおり

ます。

説明は以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 続きまして、24、25ページをお開き願います。

第10款教育費、1項教育総務費、5目交通遺児就学奨励資金管理費につきましては、交通遺児就学奨励基金に対して3万円の寄附がございましたので、基金への積立金として増額補正するものでございます。

ここで、学校教育課提出資料、議案第36号参考資料をごらん願います。

寄附につきましては、水戸市放置自転車再利用促進実践会様から、3万円を交通遺児のために役立てていただきたいとの申し入れにより御寄附いただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○埴学校施設課長 続きまして、第10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費及び3項中学校費、3目中学校建設費につきましては、見川小、中学校屋内運動場改築事業の事業費の確定に伴いまして、見川小学校、見川中学校おのおのの減額補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、26ページ、27ページをごらんください。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、水戸城周辺歴史的建造物整備事業の大手門復元整備に係る附帯工事の実施に伴い、財源補正を行うものでございます。

○松本中央図書館長 続きまして、2目図書館費につきましては、耐震改修事業費の確定に伴い、財源補正を行うものでございます。

以上でございます。

○埴学校施設課長 続きまして、36、37ページをお開きください。

継続費の補正につきまして御説明いたします。

第10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費及び3項中学校費、3目中学校建設費につきましては、見川小、中学校屋内運動場改築事業の事業費の確定に伴いまして、年割額を見川小学校、見川中学校おのおの減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○白石歴史文化財課長 続きまして、38ページ、39ページをお開き願います。

5項社会教育費、水戸城二の丸角櫓・土塀整備事業につきましては、総事業費に変更はございませんが、事業の進捗に合わせて年割額の変更を行うものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第41号 平成29年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）について、執行部から説明を願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、議案書⑨の27ページをお開き願います。

市議会議案第41号 平成29年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）につきましては、介護給付費準備基金への積み立てに要する補正措置でございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出それぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算の総額を223億2,601万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、恐れ入りますが議案書の⑩をお願いいたします。

議案書⑩の平成29年度補正予算に関する説明書の82ページ、83ページをお願いいたします。

歳入における第8款繰越金、1項1目繰越金及び歳出におけます第4款1項1目基金積立金につきまして、それぞれ2億円の増額補正をするものでございます。

説明については以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会いたしたいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時40分 散会